

# 佐渡市若者定住引越費用補助金

佐渡市内への引越にかかる費用の一部を予算の範囲内で補助します。



## 対象者

次の(1)~(4)のいずれにも該当する方。

- (1) 市外に5年以上居住していた方で補助金申請時に、佐渡市へ転入後1年以内の方
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ・満年齢40歳未満の方(申請年度4月1日時点)
  - ・夫婦の場合、満年齢の合計が80歳未満の方(申請年度4月1日時点)
  - ・中学生以下の子供がいるひとり親世帯(申請日時点)
  - ・子供が3人以上いる多子世帯(申請日時点)
- (3) 住民登録の日から3年を超える期間、本市に居住する意思があること
- (4) 外国人の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法に定める永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者であること

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・国の機関または地方公共団体の正規職員
- ・進学又は転勤に伴う転入者
- ・市税の滞納がある方
- ・世帯員にこの補助金の交付を受けた者がいる方

## 補助金額

引越運搬にかかった経費

×  $\frac{1}{2}$

引越業者、宅配便で行った  
引越費用が対象です

※補助対象経費は、住居移転に必要な家財道具等の運搬にかかる費用とし、一般貨物自動車運送事業の許可事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出事業者に委託した場合の委託料とする。

※補助金の額は、かかった経費の2分の1(1,000円未満切捨)とし、**5万円**を上限とする。ただし補助対象経費が10万円未満の場合は、補助対象外とする。

## 申請方法

補助対象者要件をご確認のうえ、「若者定住引越費用補助金交付申請書兼請求書」に必要書類を添付して提出してください。

## 手続きの流れ

### 補助金の交付申請 及び請求

補助金の交付申請書兼請求書に以下の資料を添付して提出してください。

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 住民票除票の写し等、移住前5年間の在住地及び在住期間を確認できる書類
- (3) 引越費用の支払いを証する書類の写し

### 補助金額確定

申請書類を審査し、可否をお知らせします。

### 補助金支払

補助金額の確定後、指定された口座へ補助金をお支払いします。

## 留意事項

次のいずれかに該当するときは、佐渡市若者定住引越費用補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

- (1) 住民登録の日から3年以内に市外に転出又は居住の実態がないと判断したとき。
- (2) 市税を滞納したとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

《制度・移住に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232

TEL 0259-67-7153 E-mail:r-iju@city.sado.niigata.jp

さどくらしテラス(移住総合相談窓口)

TEL 080-2596-5371 E-mail:sado-iju@city.sado.niigata.jp

